

## ～2019年度税制改正⑩～

2019年税制改正について、事業法人に係る主な改正内容を記載する。今回は租税特別措置法の改正で拡充されるものである。

(ポイント)

○租税特別措置法のうち、制度が拡充されるもの

### 1.租税特別措置法の改正(拡充等)

税法の理論や理屈でなく、産業界等の政策的な意味合いで実施されるのが、租税特別措置法であり、その改正の中で制度が拡充されるものは次の通りである。

(租税特別措置法の改正:拡充等)

項目	取扱い(適用期限等)
(1)船舶の特別償却制度	<p>次の措置が講じられた上で、適用期限が2021年3月31日まで2年延長</p> <p>① 外航船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 対象に海上運送法の認定先進船舶導入等計画(導入に関するものに限る)に記載された特定先進船舶を追加</li> <li>ii. 特別償却率</li> <li>iii. 環境への負荷の低減に係る要件見直し</li> </ul> <p>② 内航船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 環境への負荷の低減に係る要件見直し</li> </ul>
(2)医療用機器の特別償却制度 (続く)	<p>次の見直しがある</p> <p>① 次の仕組みが講じられるとともに、対象機器の見直しが行われた上で、適用期限が2021年3月31日まで2年延長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 更新投資をする場合には、既存機器の有効利用率が一定以上であることにつき都道府県の確認を受けること</li> <li>ii. 新増設をする場合には、同様の機器を有しない他の医療機関との共同利用を行うことにつき都道府県等の確認を受けること</li> <li>iii. 上記の確認等を受けない場合には、地域医療構想調整会議における協議により適当な配置であると認められたことにつき都道府県の確認等を受けること</li> </ul> <p>② 青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、2019年4月1日から2021年3月31日までの間に、勤務時間短縮用設備(※1)のうち一定の規模以上のもの(※2)の取得等をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の15%の特別償却が可能</p> <p>※1 器具備品(医療用機器含む)及びソフトウェアのうち、一定の計画に基づき取得等をするもの</p> <p>※2 1台又は1基の取得価額等が30万円以上のもの</p> <p>(次ページへ)</p>

(裏面に続く)



# ～2019年度税制改正⑩～

-前頁より続き

項目	取扱い(適用期限等)
(2) 医療用機器の特別償却制度 (続き)	<p>③青色申告書を提出する法人で医療保健業を営むものが、2019年4月1日から2021年3月31日までの間に、構想適合病院用建物等(※3)の取得等をして、その医療保健業の用に供した場合には、その取得価額の8%の特別償却が可能</p> <p>※3 医療法の構想区域等内において取得等をする病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち、次のいずれかに該当するもので、その構想区域等に係る都道府県の確認を受けたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 既存の病院用又は診療所用の建物及びその附属設備についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるものであること</li> <li>ii. 改修により既存の病院用又は診療所用の建物において一の病床の機能区分に応じた病床等が増加する場合のその改修によるものであること</li> </ul> <p>※4 上記における取得等:取得又は建設(改修のための工事による取得又は建設を含む) 改修:増築、改築、修繕又は模様替え</p>
(3) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度	<p>次の措置が講じられた上で、適用期限が2022年3月31日まで3年延長</p> <p>① 海外探鉱準備金制度における国内鉱業者に準ずる法人等の要件のうち、国外鉱山を有する国外子会社に係るその法人の持株割合が50%以上の外国法人であることの要件等について、持分割合の判定が株数割合から議決権割合とされる</p> <p>② 海外探鉱準備金制度の海外自主開発法人の要件について、採取鉱物引取数量割合要件が現行の30%以上から40%以上に引き上げ</p>
(4) 特定の医療法人の法人税の特例	<p>承認要件のうち、社会保険診療等に係る収入金額の合計額が全収入金額の80%を超えることの要件における社会保険診療等に係る収入金額の範囲に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の規定に基づく障害福祉サービスに係る収入金額が加えられる</p>

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

## コラム:実務家のひとこと

### (消費税増税)

本年10月から消費税率が10%に引き上げされた。飲食料品や定期購読の新聞等には軽減税率が適用され、また、長期請負工事や継続的なサービス等では経過措置で一部8%などの税率適用があるが、ここで消費税の課税の原則を整理したい。消費税は国内における課税資産の譲渡等(物品の引渡しやサービスの提供:政策的や課税がなじまない等の理由で非課税とされるものを除く)の取引に消費税を課すものである。今回の消費税率の引き上げは、課税資産の譲渡等を行ったタイミングで適用税率を考慮することになる。すなわち、課税資産の譲渡が9月中であれば原則として8%適用、10月以降であれば原則として10%適用となる。タイミングは、商品譲渡であれば「モノの引渡しがあった日」となり、サービスの提供であれば「サービスを行った日」となる。代金支払日は適用税率に関係なく注意が必要で、引渡日等は販売事業者が継続適用している基準などにより判断することになる。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。

